

5月は「消費者月間」 行動しよう 消費者の未来へ

消費者が主役となって安心・安全に暮らすことができる社会を実現するため、消費者の自立を支援することが重要です。市では、消費生活講座・消費生活相談により啓発活動や消費者被害の未然防止に努めています。


◆消費生活に関する相談 消費生活センター（相談専用電話）☎7185-0999※平日、第2・4土曜日午前10時～午後5時30分

◆弁護士による消費者問題無料相談会（東葛6市合同） 借金問題・出会い系サイト・金融商品など消費者問題全般についてお悩みの方を対象に、弁護士による無料相談会を開催します。6市に在住の方ならどこの会場でも相談できます。

日にち・場所 下表参照 時間 午前10時～午後4時
 対象・定員 東葛6市に在住の方、各会場12人（相談時間60分※要申込）
 申込方法 5月2日（火）午前9時30分～（土・日曜日、祝日を除く）相談を希望する会場に電話または来所で申し込みください。

日にち	開催市	会場	問い合わせ
5月20日(出)	柏市	柏市消費生活センター（中央体育館管理棟1階）	柏市消費生活センター ☎7163-5853
5月22日(月)	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市役所 1階相談室1・2	鎌ヶ谷市消費生活センター ☎047-445-1240
5月23日(火)	流山市	流山市消費生活センター（流山市役所第2庁舎2階）	流山市消費生活センター ☎7158-0999
5月25日(木)	松戸市	松戸市女性センター（ゆうまつど4階）	松戸市消費生活課 ☎047-366-7329
5月26日(金)	野田市	野田市役所 1階市民相談室	野田市消費生活センター ☎7123-1084
5月27日(土)	我孫子市	我孫子市消費生活センター（イトーヨーカドー我孫子南口店2階）	消費生活センター ☎7185-1469

主催 東葛多重債務問題対策フォーラム
 関 消費生活センター☎7185-1469

 清潔で安全・快適なまちに！5月は「さわやか環境月間」 ゴミゼロ運動を5月28日(日)に実施します

「さわやかな環境づくり条例」では、清潔で快適な生活環境を確保するため、路上喫煙や空き缶類のポイ捨てを禁止し、5月を「さわやか環境月間」としています。「ゴミゼロ運動」をはじめ、環境美化や再資源化の活動を積極的に行なっている個人や団体には、「さわやかな環境づくり賞」を贈っています。

また、活動を積極的に行なっていただける個人を対象とした「環境美化推進員」も随時募集しています。詳しくはお問い合わせください。

◆ゴミゼロ運動にご協力

今年の「ゴミゼロ運動」は、5月28日(日)に行ないます（荒天中止）。地域の皆さんの積極的な参加をお願いします。

回収方法 自治会・学校などのポイ捨てごみは当日回収します。雑草、剪定枝木などは資源回収に出してください。

※今年度から最寄り駅の回収はありません。

◆歩きたばこは禁止

道路など公共の場所での歩きたばこは、市内全域で禁止です。各駅周辺の重点地区では、環境安全指導員が巡回、指導しています。違反者には、2万円以下（当面2000円）の過料が科せられます。

◆犬のフンは持ち帰って

飼い犬を屋外で運動させる時は、飼い主はフンの処理用具を携行し、犬がフンをした時は、直ちに処理しなければなりません。

放置すると2万円以下（当面2000円）の過料が科せられます。

◆ポイ捨てはやめて

駅前広場や幹線道路、空き地などへの空き缶などのポイ捨てが後を絶ちません。ひとつのごみが他のごみを呼び、ごみの山となってしまいます。自分が出したごみは持ち帰りポイ捨てはやめましょう。

◆自動販売機の適正利用

自動販売業者は条例に基づき、回収容器を設置し、空き缶類容器のポイ捨て防止に取り組んでいます。しかし、回収容器の中に家庭ごみなどが投入され処理に困るとの苦情が多くあります。回収容器はごみ箱ではありません。販売以外の物は投入しないよう皆様のご協力をお願いします。 関 クリーンセンター☎7187-0015



5月は「自転車安全利用推進強化月間」です

～自転車安全利用五則を守りましょう～

環境に優しく、手軽で身近な交通手段の自転車。しかし、運転する人のルール違反、マナーの悪さなどが重大な事故の原因となります。実際に平成28年中に自転車に関係した事故は市内で55件発生しており、市内全体の交通事故件数294件に対して約19%を占めています。

自転車事故を防止するため、ルールを再確認し、安全な利用をお願いします。

【自転車安全利用五則】

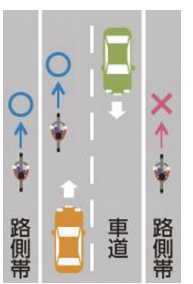
1 自転車は車道が原則、歩道は例外

「自転車通行可」の標識（右写真）がある場合や車道走行が危険な場合、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方などが運転する場合は、歩道を走行することができます。



2 車道は左側を走行

自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。車道にある「路側帯」を通行する場合には、道路の左側にある路側帯のみ通行できます。右側の路側帯を通行するのは違反です（右図）。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

例外的に歩道を走行する場合は必ず徐行しましょう。歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

飲酒運転や二人乗り、並進の禁止、夜間のライトの点灯、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認、携帯電話やヘッドホンなどの使用の禁止

5 子どもはヘルメットを着用

幼児・児童の保護者の皆さんは、子どもが自転車を運転するときも自転車に乗せるときもヘルメットをかぶらせましょう。

【自転車保険に加入しましょう】

自転車事故で相手にけがを負わせた場合、運転者が未成年者、高齢者を問わず高額な賠償責任を負うことがあります。万が一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう。各保険会社で取り扱う損害賠償保険や自転車安全整備店で取り扱うTSマーク付帯保険（1年間有効）などがあります。

種別	TSマーク(青)	TSマーク(赤)
傷害補償	入院15日以上 1万円 死亡・重度後遺障害(1～4級) 30万円	入院15日以上 10万円 死亡・重度後遺障害(1～4級) 100万円
賠償責任補償	死亡・重度後遺障害(1～7級) 限度額1000万円	死亡・重度後遺障害(1～7級) 限度額5000万円
被害者見舞金	-	入院15日以上 15万円

【自転車運転者講習制度】

3年以内に2回以上自転車運転中に危険なルール違反を繰り返した場合、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています。

◎制度の流れ 危険行為を3年以内に2回以上反復→受講命令(県公安委員会)→講習の受講(3時間5700円)※受講命令を受け、3カ月以内に受講しない場合、5万円以下の罰金

◎講習の対象となる危険行為14項目 ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路における徐行義務違反 ④通行区分違反(自転車で車道の右側を通行したり、道路右側の路側帯を通行する) ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切立入り ⑦交差点優先車妨害など ⑧交差点安全通行義務違反など(右折時、直進車や左折車への通行妨害) ⑨環境交差点安全進行義務違反など ⑩指定場所一時不停止など ⑪歩道通行時の通行方法違反(歩行者を優先せず、ルールを守らない) ⑫ブレーキ不良自転車運転 ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反(携帯電話を操作、傘をさすなど重大な事故の危険性がある「ながら」運転をする)

関 市民安全課・内線485、我孫子警察署☎7182-0110



市内一斉防犯パトロールを実施します

日時 5月12日(金)午後7時～8時 ※雨天時19日(金)

地区	集合場所
我孫子南	我孫子駅前交番前
我孫子北	我孫子駅北口階段下・つくし野交番前・根戸近隣センター
天王台	天王台駅北口階段下・天王台西公園・我孫子郵便局横
湖北	湖北駅北口階段下・新木駅前交番前・上新木青年館・根古屋団地集会所
湖北台	湖北台交番前
布佐	布佐駅前交番前

対象 どなたでも(歩きやすい服装で)※小学生以下は保護者同伴

費用 無料

関 我孫子市防犯協議会☎7184-8190

<ピクトグラム> シンプルなマークで記事の情報を伝えます

-  …パブリックコメント
-  …お知らせ
-  …お出かけ
-  …講演・講座・教室
-  …募集
-  …健康・検診
-  …予防接種